
足寄町農業委員会

第33回総会会議録

自 令和3年12月24日

至 令和3年12月24日

足寄町農業委員会

令和3年12月24日 第33回足寄町農業委員会総会を足寄町役場2階議場にて招集

開会 午後3時00分
閉会 午後3時50分

1 出席委員

1番 遠藤 勇	2番 石黒 彰	3番 遠國 和宏
4番 吉村 進	5番 岡元 義春	6番 榊原 武義
7番 宮口 孝治	9番 鳥羽 秀男	10番 吉川 友二
11番 阿部 昇	12番 斎藤 陽敬	

2 欠席委員

8番 萩原 博佳

3 議事に参与するもの

事務局長 山田 弘幸
総務担当主査 留田 篤史
総務担当主査 飼取 秀和

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名委員の指名について
- 日程第 3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
- 日程第 4 議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
- 日程第 5 議案第3号 農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について
- 日程第 6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第33回農業委員会総会

令和3年12月24日

開会 午後3時00分

(開会)

○議長 ただいまから、令和3年度第33回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、8番荻原博佳委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会會議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名は、10番吉川友二委員、1番遠藤勇委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

よって、1番2番、一括で、説明します。

1番を説明します。本件は、牧草畑の賃貸借を貸主、借主双方合意により解約するものです。土地の表示等につきましては、議案書のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和3年12月1日であり、土地の引渡期日は令和3年12月24日です。

なお、解約された農地は、議案第4号3番で、ご審議頂きます。

次に、2番を説明します。本件は、牧草畑の賃貸借を貸主、借主双方合意により解約するものです。土地の表示等につきましては、議案書のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和3年12月1日であり、土地の引渡期日は令和3年12月31日です。

なお、解約された農地は、議案第3号で、ご審議頂きます。

1番2番、すべての案件が、合意による解約日が引き渡すことになる日の期限前六箇月以内に成立しています。

従いまして、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」を

議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました、議案第2号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請のあった譲渡人、譲受人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上螺湾149番1ほか9筆、計10筆です。

地目につきましては、公簿は原野、宅地、牧場、山林、畑、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、116, 179.68m²の内、畑が38, 320m²、採草放牧地が21, 753m²です。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人におきましては、所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては借りていた農地を取得するものです。

申請によりますと、贈与となっています。

次に、2番を説明します。譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地761番1ほか4筆、計5筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、27, 511m²の内、畑が1, 484m²、採草放牧地が24, 995m²です。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人におきましては、離農に伴い所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては、新規就農に伴い農地を取得

するものです。

申請によりますと、売買価格は135, 000円、10アール当たりで5, 000円となっています。

本件は別紙の議案調査書のとおり、譲受人は受け手として農地法第3条第2項の内容に該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

なお、11月17日に現地調査を実施しています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。4番、吉村進現地調査委員長。

○吉村現地調査委員長 本件は、11月17日に私と岡元委員、遠藤委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地等の賃貸借設定許可申請のあった、賃貸人、賃借人について、農地法施行規則第10条の規定

により、ご審議をお願いするものです。

賃貸人、賃借人の住所氏名等につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上足寄32番2ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、現況は畑です。

面積につきましては、29, 985m²の内、25, 059m²です。

次に、賃貸借の理由ですが、賃借人の経営移譲に伴い、再契約するものです。

申請書によりますと、本件の借賃は1年間で75, 000円、10アール当たりで3, 000円となっています。

議案調査書のとおり、賃借人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。何か質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定いたします。

(議案第4号)

○議長 「議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました、議案第4号、農業経営基盤促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和3年度第6号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。利用権の設定等をす

る者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町大誉地727番6ほか18筆、計19筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、160, 955m²の内、畑が91, 376m²、採草放牧地が69, 579m²です。

次に利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑等を売買により所有権の移転を行おうとするもので、移転時期等につきましては、記載のとおりです。

売買金額ですが、9, 657, 000円、10アール当たり60, 000円で、支払方法につきましては記載のとおりです。

本件は、令和3年11月29日開催の第32回農業委員会総会において、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と議決され、公益財団法人北海道農業公社へ買入協議の実施要請を行った案件です。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 1番につきましては、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

○議長 6番、榎原委員。

○榎原委員 議案資料の判断の理由ですが、農業公社は、農作業に従事したり、地域での話し合い活動に参加したりしないと思いますが、これで、良いのか。

○事務局長 農業公社は、農地中間管理に関する法律で、農地の転貸が認められています。確かに、農業公社が農業経営をしませんが、農地保有合理化事業で、取得した農地を貸すことでの、賃借した農業者が、実質的に、農業に従事したり、地域での話し合い活動に参加することになります。

○議長 他に、質疑はありませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町鷲府56番15ほか12筆、計13筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は畑です。

面積につきましては、75, 645m²です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、利用権の設定等を受ける者への経営継承に伴い、利用権の移転を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

議案調査書のとおり、賃借人は畠作経営で、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この利用権の移転は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく、お願いします。

○議長 2番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、議案のとおり決定します。

3番を説明します。

局長。

○事務局長 3番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地735番1ほか8筆、計9筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は畑です。

面積につきましては、164, 704m²のうち、140, 431m²です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑等を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

次に賃料ですが、1年間653, 00円、10アール当たり4, 650円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、令和3年5月12日に開催された大誉地地区の人・農地プラン協議で、利用権の設定を受ける新規就農認定者の就農が承認されたことにより、利用調整されたものです。

議案調査書のとおり、借受人は酪農経営で、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する農用地利用集積計画の各要件を満たしていると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく、お願いします。

○議長 3番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

4番を説明します。

局長。

○事務局長 4番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別118番2、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は畑です。

面積につきましては、24, 835m²です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法

律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

次に賃料ですが、1年間130,303円、10アール当たり5,400円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、既に、賃借されており、隣接地も、利用権の設定等をする者から賃貸されていることから、地域担当農業委員である阿部委員と協議し、両者で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、賃借人は畑作経営で受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく、お願ひします。

○議長 4番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

5番、6番につきましては、岡元義春委員が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会會議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後に入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午後 3時 20分 休憩
午後 3時 20分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。
5番、6番を説明します。

局長。

○事務局長 5番、6番につきましては、利用権の設定等を受ける者が同一人であるため、一括で、説明します。

5番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稻牛172番45ほか10筆、計11筆です。

地目につきましては、公簿は雑種地、畑、原野、現況は農業用施設用地、畑です。

面積につきましては、146, 435m²のうち、畑が139, 984m²、農業用施設用地が6, 451m²です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、利用権の設定等を受ける者への経営継承に伴い、普通畑等を使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

6番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稻牛172番14ほか10筆、計11筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、原野、雑種地、現況は畑です。

面積につきましては、63, 562m²のうち、55, 096m²です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、利用権の設定等を受ける者への経営継承に伴い、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

次に賃料ですが、1年間300, 000円、10アール当たり5, 450円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

議案調査書のとおり、賃借人は肉牛・畑作経営で受け手として農業経営基盤強化促

進法第18条第3項の要件を満たしており、この使用貸借、賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく、お願ひします。

○議長 5番、6番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

ここで、暫時、休憩します。

午後 3時 24分 休憩

午後 3時 24分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

7番、8番を説明します。

局長。

○事務局長 7番、8番につきましては、利用権の設定等を受ける者が同一人であるため、一括で、説明します。

7番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町鷺府8番8ほか18筆、計19筆です。

地目につきましては、公簿は畠、宅地、現況は畠、農業用施設用地です。

面積につきましては、376, 919. 22m²のうち、畠が356, 599m²、農業用施設用地が20, 320. 22m²です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、利用権の設定等を受ける者への経営継承に伴い、牧草畠等を使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

7番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町鷺府20番1ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畠、現況は畠です。

面積につきましては、28, 702m²です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、利用権の設定等を受ける者への経営継承に伴い、牧草畠を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

次に賃料ですが、1年間143, 000円、10アール当たり5, 000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

議案調査書のとおり、賃借人は肉牛経営で受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この使用貸借、賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく、お願ひします。

○議長 7番、8番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

9番を説明します。

局長

○事務局長 9番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上螺湾147番1ほか17筆、計18筆です。

地目につきましては、公簿は宅地、畠、牧場、原野、現況は畠です。

面積につきましては、93, 876. 81m²です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畠を売買により所有権

の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、4,800,000円、10アール当たり51,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、所有する農地を売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である荻原委員と協議したところ、元々、取得予定者が賃借していた農地で、近隣農業者で取得希望者がいないこと、また、両者で合意していることから、地域には公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、買受人は酪農経営で、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく、お願いします。

○議長 9番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

○議長 6番、榎原委員。

○榎原委員 議案第2号で審議しておりますが、その違いを教えて下さい。

○事務局長 今回は、すべて農地なので、農振の農用地区域内農地であるため、農用地利用集積計画での売買としております。議案第2号では、すべてが農地ではなく、一部、農地以外の現況地目が存在するため、農地法第3条での所有権移転として取り扱っております。

○議長 他に、質疑はありませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

10番から21番を説明します。

局長。

○事務局長 10番から21番につきましては、利用権の設定等を受ける者が同一人

であるため、一括で、説明します。

10番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾36番4ほか36筆、計37筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、宅地、現況は畑、採草放牧地、農業用施設用地です。

面積につきましては、218,970.72m²のうち、畑が172,359m²、採草放牧地が22,831m²、農業用施設用地が23,780.72m²です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、生前贈与を受け贈与税の納税猶予をしている牧草畑等を、利用権の設定等を受ける者への経営継承に伴い、使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

次に、11番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾36番12ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は雑種地、宅地、現況は畑、農業用施設用地です。

面積につきましては、9,186.99m²のうち、畑が4,220m²、農業用施設用地が4,966.99m²です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、利用権の設定等を受ける者への経営継承に伴い、牧草畑等を使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

次に、12番から21番を説明します。12番から21番までは、経営継承に伴う利用権の移転であり、詳細につきましては、記載のとおりのため、説明を省略しま

す。

議案調査書のとおり、賃借人は酪農経営で受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この使用貸借、賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく、お願ひします。

○議長 10番から21番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

22番から25番を説明します。

局長。

○事務局長 22番から25番までは農業経営基盤強化促進法第18条の規定により賃貸借されており、令和3年12月20日を持って期間満了となつたため、農用地利用集積計画（賃貸借）を再設定する案件です。

それぞれの案件の設定内容につきましては、議案書のとおりです。

議案調査書のとおり、本件の賃借人はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 22番から25番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

26番につきましては、阿部昇委員が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会会議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後に入室、着席し

て下さい。

暫時、休憩します。

午後 3時 36分 休憩
午後 3時 36分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

26番を説明します。

局長。

○事務局長 26番は農業経営基盤強化促進法第18条の規定により賃貸借されており、令和3年12月20日を持って期間満了となつたため、農用地利用集積計画（賃貸借）を再設定する案件です。

本案件の設定内容につきましては、議案書のとおりです。

議案調査書のとおり、本件の賃借人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 26番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

ここで、暫時、休憩します。

午後 3時 38分 休憩
午後 3時 38分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

27番、28番を説明します。

局長。

○事務局長 27番、28番は農業経営基盤強化促進法第18条の規定により賃貸借されており、令和3年12月20日を持って期間満了となつたため、農用地利用集積計画（賃貸借）を再設定する案件です。

それぞれの案件の設定内容につきまして

は、議案書のとおりです。

議案調査書のとおり、本件の貸借人はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 27番、28番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年度第33回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 3時 40分 閉会

議長 齊藤陽敬

農業委員 庄内勇

農業委員 吉川友二

